

国自貨第 67 号の 2
令和 4 年 9 月 7 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



海上コンテナ輸送の割増率について

今般、海上コンテナ輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

記

海上コンテナ輸送における運賃は、「標準的な運賃」における「トレーラー（20 tクラス）」の「4割増」となること。